

新城川水系河川整備基本方針

憩いと交流の水辺

新城川

平成 13年 10 月

青 森 県

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 新城川流域の現状	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2 . 河川整備の基本となるべき事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	5

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 新城川流域の現状

新城川は、大釈迦丘陵に源を発し、鶴ヶ坂、新城の住宅地をＪＲ奥羽本線に沿って貫流して、青森平野の田園地帯を進み、陸奥湾に注ぐ流域面積85.7km²、流路延長20.4kmの二級河川である。また、流域内には青森空港、国道7号、ＪＲ奥羽本線という青森市に通じる交通幹線を含み、東北縦貫自動車道も貫通している。流域内の人口は約1万7千人で、気象に関しては、年平均気温は10～11℃と低く、年降水量は1,200mm程度である。

ＪＲ奥羽本線の鉄道橋より上流の川幅は10～25m程度と狭く、流れもやや速い。堤防護岸の整備は一部区間を除いて左岸側のみとなっている。鉄道橋より下流の川幅は60m程度と比較的広く、川の流れは穏やかである。この区間は複断面で両岸とも護岸が整備されている。土地利用は河口付近と津軽新城駅周辺が既成市街地となっているほか、沿川の農地についても都市化が進んでいる。

治水事業の沿革としては、昭和40年7月豪雨を契機として、昭和41年度から河口より鉄道橋までの4.1km区間の改修に着手している。その後、昭和49年9月9日の台風18号により、浸水面積58ha、浸水家屋22戸の被害を受けたため、鉄道橋より下流3.5km区間を緊急に整備し、河口側の0.6km区間は、引続き整備を進め、昭和54年度に完成している。一方、鉄道橋上流の整備については、昭和39年度より局部的に着手し、昭和55年度に下流改修計画を鉄道橋の上流1.5km地点まで延伸しているが、平成2年9月の台風19号では未改修区間が再び災害に見舞われ、改修の早期促進が必要となっている。

河川の水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」でB類型指定されている。現状の水質は、BOD75%値でみると全体的に改善されつつあるが、下水道が整備されていない上流域では環境基準を満足していない。

新城川の水は、農業用水として約270haの農地のかんがいに利用されており、「水は地域の大切な財産である」という意識が地元住民には強い。

新城川の上流部は丘陵地で、スギを主体とした人工林にカスミザクラ、コナラ等の広葉樹林が混在する植相で、川沿いには細長く水田が続き、自然豊かな沢筋を形成する清流には、アユやウグイが見られる。

中流部は河岸段丘地形で、低地部を流れる川に沿って、旧国道7号、ＪＲ奥羽本線が並行している。川の右岸側は山付き部が多く、川岸まで広葉樹の林が迫り、左岸側は水際まで植生に覆われ、ギンブナ、ドジョウ等の住処ともなっている。

下流部は、市街地となっており川幅が広く複断面となっている。河道にはヨシ、スキ等の湿性植物群落やヤナギ等の河畔林もあり、中流部で見られた魚類やイソシギ、カルガモを始めとする多種多様な動植物が生息・生育している。冬期には、河口部で県の鳥にも指定されているオオハクチョウが見られ、市民に親しまれている。

このように新城川は、中上流では豊かな自然環境を形成し、下流域においても、青森市街地にあって最も自然豊かな川であるが、近年の都市化や流域内の開発により、ゴミや廃棄物等の放置、水質の悪化がみられ、住民が水辺に近づき難くなるなど親水性は低下し、河川環境の保全や人と川のふれあいの場の確保に対する要請が高まっている。

このため、洪水から流域住民の生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、動植物の多様な生息・生育環境を保全し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」のバランスのとれた、安全で魅力ある川づくりが望まれている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

新城川の河川整備は、市街地の治水安全度を早急に向上させる「安心して暮らせる川づくり」が重要であるとともに、沿川の都市化の進展に伴い、人と川が共存できる「うるおいと安らぎの川づくり」を進めてゆくことが必要である。

また、沿川に広がる水田地域に対しては、安定した水利用のできる「豊かな水、恵みの川づくり」を基本としつつ、自然環境に配慮した河川整備を進めてゆく必要がある。

そのため、新城川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、水害発生の現状、河川の利用の現況並びに河川環境の保全を考慮し、地域内の諸計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図ってゆくものとする。

新城川の災害発生防止又は洪水被害軽減に関しては、30年に1回程度の確率により発生する洪水について安全な流下を図るものとする。さらに、整備段階あるいは計画規模を上回る洪水に対して、ハザードマップ作成の支援、情報伝達体制の整備等、ソフト面の充実に努める。

河川水の利用に関しては、既得のかんがい用水の利用を考慮し、流水の正常な機能を維持しつつ、適正な水利用が行われるよう努めるものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、沿川の都市化の進展に合わせ、地域住民が水辺に親しめる場の確保に努めるとともに、市街地の中に自然をのぞかせる現在の良好な景観と動植物の多様な生息・生育環境の保全に努め、人と川とが共生できる川づくりを推進する。

河川の維持管理に関しては、堤防、護岸及び樋門等の河川管理施設の機能を発揮できるように維持する。また、地域の人々にとって最も身近な親水空間である新城川を守り育てていくために、河川愛護の浸透並びに住民参加による河川清掃などの河川管理を推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、流域の状況及び県内他河川の計画規模とのバランスを総合的に考慮して、30年に1回程度の確率で発生する規模の洪水とする。

新城川の基本高水のピーク流量は、昭和26年7月洪水、昭和33年9月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点鉄道橋において $360\text{m}^3/\text{s}$ とする。

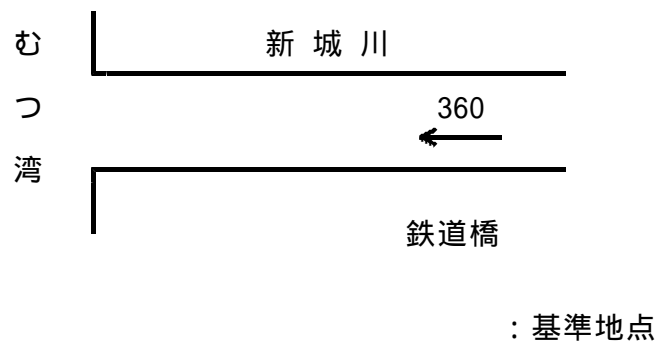
基本高水のピーク流量等一覧表 (単位： m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
新城川	鉄道橋	360	—	360

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

新城川における計画高水流量は、鉄道橋地点において $360\text{m}^3/\text{s}$ とする。

新城川計画高水流量配分図 (m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地 点 名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m) 注)	川 幅 (m)
新城川	鉄 道 橋	4.12	+9.95	60

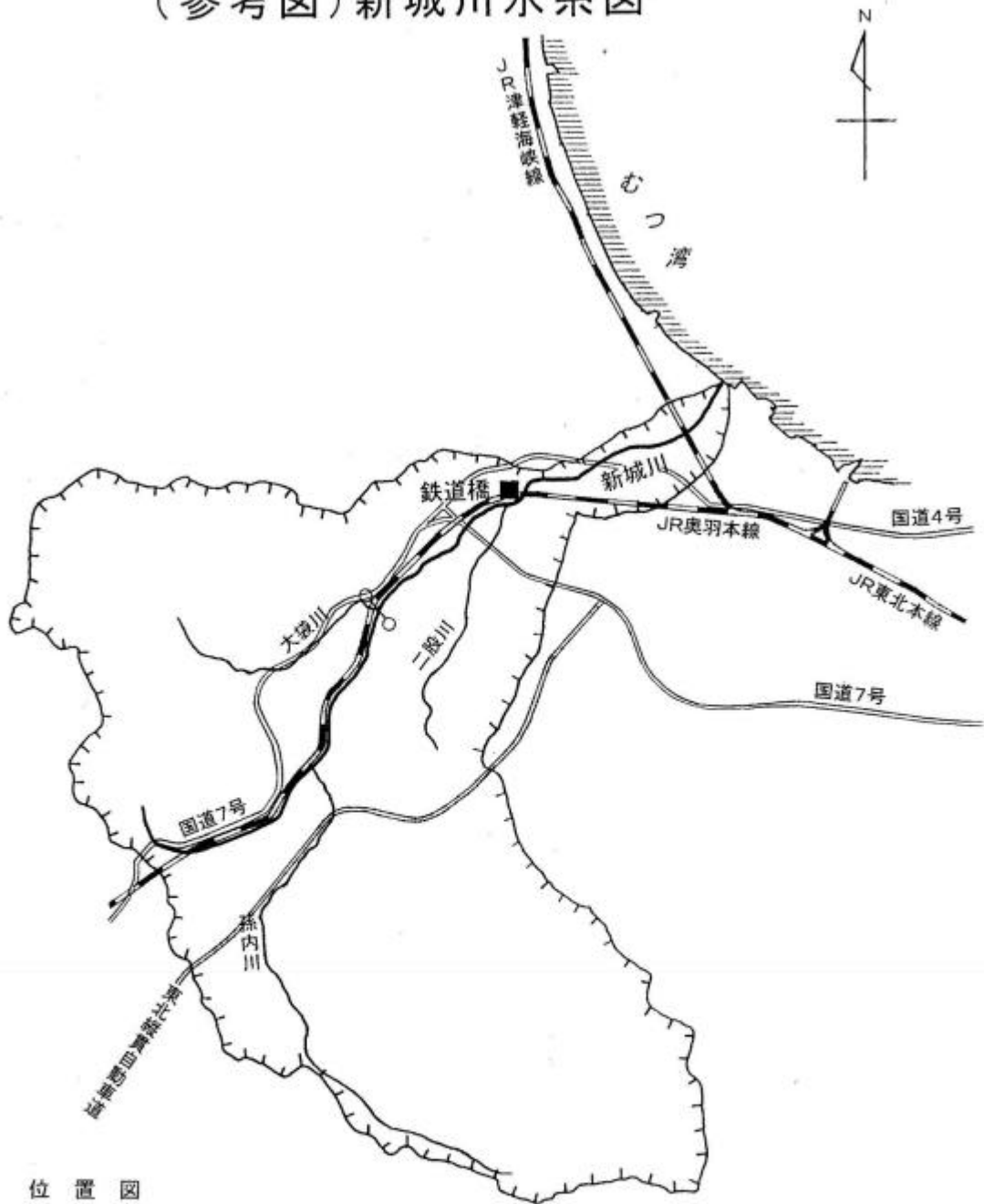
注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

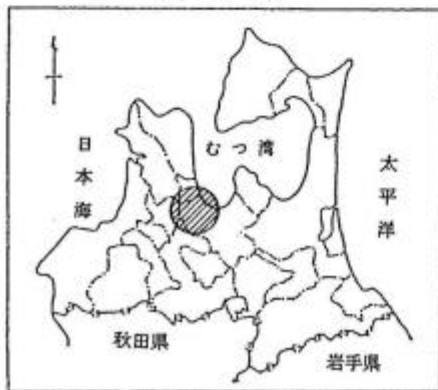
新城川は、沿川の農地約270haの農業用水としてかんがいに利用されているとともに、動植物など豊かな自然環境を育む源となっている。

新城川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況等の河川状況を把握するとともに、継続して水利用の実態及び動植物の生息・生育状況等について調査・検討のうえ設定するものとする。

(参考図) 新城川水系図



位置図



凡 例	
■	基準地点
┆┆┆┆┆	流域界
○—○	指定区間

